

保育士インターンシップ事業業務委託仕様書

1 目的

安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐため、国の「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、保育士の配置基準の改善や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が示された。これらに対応し、安心の子育て環境を提供していくためには、多様な勤務形態の保育人材の確保が喫緊の課題となる。

本業務は、備後エリアへのUIターンを検討する潜在保育士等や指定保育士養成施設の学生をターゲットとして、お試しで、福山市内の保育施設で働く体験をしてもらい、移住や就職につなげることを目的とする。

2 履行期間

契約の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

【保育士インターンシップ事業の企画・運営】

(1) 保育士インターンシップ事業の実施

本事業は、2025年（令和7年）9月以降、随時募集をかけて実施し、参加者は10名程度とする。

(2) 参加者の募集

受注者のウェブサイト又は新たに周知用のウェブサイト等を作成し、備後エリアへのUIターンを検討する潜在保育士等や指定保育士養成施設の学生の参加希望者を募集する。なお、参加者は保育士資格若しくは幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は指定保育士養成施設の学生であることとする。

(3) 参加者との調整、職場体験実施までの手続業務

参加者や発注者とのスケジュール調整・管理を行い、事業の運営を行う。また、受注者が、参加者に対する事業の案内及び交通費・宿泊費等の滞在に要する経費の一部負担（参加者の自己負担額を除く部分）を行うことで、参加を促すものとする。

(4) 参加者の感想等の聞き取り・集約

本業務の参加者の職場体験の感想等をアンケート等で取材、集約し、その結果を

発注者に報告する。

【事業実施内容】

(1) 募集時期

2025年（令和7年）9月以降、随時参加者を募集し、決定する。

(2) 参加者・発注者との調整

参加者が決定次第、職場体験を行う保育施設の調整を行うため、参加者と発注者と協議し、参加者の希望に沿った職場体験の施設を選定する。

(3) 職場体験等の概要

同時期に2～4名程度のグループで実施し、参加者の職場体験等の期間は、1泊2日とする。なお、職場体験等には、職場体験等の事前説明、市内保育施設での職場体験や市内保育施設関係者との意見交換を盛り込むものとする。

(4) 職場体験等実施時期

2025年（令和7年）10月以降、随時実施する。

(5) 参加者の感想等の聞き取り・集約

今後のPR等や実施検討のため、参加者の職場・暮らし体験の感想等をアンケート等で取材、集約し、その結果を発注者に報告する。

4 経費

(1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(2) 広告費やウェブサイト利用料など本業務の募集・周知に要する費用は契約金額から充当することとし、受注者は、参加者に対して一切の費用の負担を求めない。

(3) 参加者の交通費や宿泊費等の滞在に要する費用は、一部を受注者が契約金額から負担し、参加を促すものとする。

5 納品

(1) 納品場所

福山市役所本庁舎7階保育施設課

(2) 納品日時

2026年（令和8年）3月31日（火）

(3) 納入物

ア 本業務の実施内容及び成果等を取りまとめた業務実施報告書

イ 参加者の感想等を集約した取材報告書

ウ その他、発注者が指示する資料等

※ア及びイについては、電子データで提出すること。電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

6 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

7 その他

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、保険の加入等必要な手続を取ること。
- (6) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (7) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。